

障害者の地域移行推進における財政的課題の解決と支援強化に関する提言（案）

1. 提案・要望

- 移行に伴う初期費用への直接補助制度の確立
障害のある方が地域移行をすすめる際の経済的負担を軽減するため、敷金・礼金・仲介手数料等の住居契約初期費用や、生活に最低限必要な家具・家電の購入費用を直接補助する制度の創設を求めます。
- 家賃補助制度の拡充
障害のある方が安心して地域で暮らし続けられるよう、現行のグループホーム家賃補助制度について、補助額の増額、および民間のアパート等への入居者への適用拡大など、制度の抜本的な見直しと市町独自補助制度等の拡充を求めます。
- 公営住宅の活用と民間アパート借り上げによる住居確保の推進
地域移行を希望する障害者が安定した住まいを確保できるよう、市営住宅等の公営住宅について障害者向けの優先入居枠を大幅に拡大し、入居要件の緩和をお願いします。また、自治体や社会福祉法人が民間賃貸アパート等を借り上げ、地域移行希望者に住居を提供する事業を推進するため、改修費や家賃差額に対する補助制度の創設・拡充を求めます。
- 地域移行者の雇用促進と所得保障の強化
地域移行後の経済的自立を後押しするため、地域へ移行した障害者の活動場面を公的機関において積極的に生み出すと同時に、積極的に生み出した企業等に対する奨励金の創設を求めます。

2. 現状・課題

- 障害のある方が地域移行を検討する際、住居の確保や支援体制の構築には多額の費用が必要ですが、現在の制度では財源が不足しており、これが地域移行を阻む最大の障壁の一つとなっています。
- 移行後の生活においても、障害年金だけでは家賃や生活費を賄うことが困難な場合が多く、経済的な不安が常に付きまといます。特に、就労による収入確保が難しい方にとっては、家賃負担が地域生活の継続を困難にさせる深刻な問題となっています。
- これらの複合的な金銭的課題に対し、現行の助成制度や福祉サービスは限定的であり、利用者個人の負担、家族の支援、そして現場の支援員の努力に過度に依存しているのが実情です。誰もが安心して地域で暮らせる社会を実現するためには、財政的支援が不可欠です。

令和7年3月末日

長浜市長 様

米原市長 様

長浜米原しょうがい者自立支援協議会
生活の充実部会地域移行推進班

提言の背景

1 障害者総合支援法の目的と基本理念

障害者総合支援法の第一条には、法の目的として「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い」「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことが記されています。

また、法第一条の二には、法の基本理念として、障害者及び障害児の支援は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念のもと、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」こと、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないと記されています。

2 障害者権利条約

障害者権利条約第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」では、障害者が地域社会で生活する平等する権利を有すること、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有し、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと、地域社会における生活及び包容を支援し、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有することなどを求めています。

条約に基づいて国連に設置されている障害者権利委員会は、日本政府に総括所見を示しました。その中で、条約第 19 条に関して、「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分し、障害者等の施設入所を終わらせるための迅速な措置をとること」「期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の同意を確保し、自立した生活を促進すること」「障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、自分の生活について選択及び管理すること」を可能にすることなどの勧告を受けました。